

改正農協法の施行を受けた新たなJA運営について

新理事構成への対応に向けたJAグループ大阪の基本方針

昨年8月28日に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」いわゆる「改正農協法」が成立し、本年4月1日に施行された。(表1参照)

今回の改正で、同法はJAの事業目的として「農業所得の増大」を掲げており、JAの役割発揮が期待されている。また、この目的に向けたJA運営を促すため

に、「施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時まで」に、理事の過半数を「認定農業者」または「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者(以下、「事業・経営のプロ」とする)が義務づけられた。(表1参照)

これまで、JAグループ大阪は都市型農協として、消費者に近い立地を活かした地産地消型の農業振興に努めてきた。そして、全国最小レベルの平均耕作面積という生産環境のもと、「小規模であっても地産地消に貢献する農業者等」を大阪農業の重要な担い手として位置づけ、大阪府と連携しながら「大阪版認定農業者(表3)」

等の支援に努めてきた。

こうした中、改正農協法で農業者の意見をJA運営に反映させる仕組みとして理事構成の見直しが必要づけられたが、大阪府内の全JAは、同法施行規則に定める「地区内における認定農業者の数が少ない場合」に該当することから、「認定農業者に準ずる者」も含めて理事の構成要件を満たすことが認められる。

このため、JAグループ大阪では、新たな理事構成への対応に向けた「基本方針」を定め、「大阪版認定農業者を積極的に理事に登用するとともに、支援策(メリット措置)を検討・実施し、大阪らしい担い手として、大阪版認定農業者の育成に努める」とした。(表2参照)

(表1) <改正農協法のポイント>

●JAの非営利規定を排除し、事業目標に「農業所得の増大」を明記
●原則、JA理事の過半を認定農業者や事業・経営のプロに。省令で例外を規定
●准組合員の事業利用規制の是非については、JAの自己改革の状況を調査して判断
●中央会制度を廃止。公認会計士監査へ移行
●全農の株式会社化が可能

(表2) <基本方針のポイント>

●理事構成において、農協法施行規則に定める例外規定を準用する際は、「認定農業者に準ずる者」として、可能な限り「大阪版認定農業者」を選任する
●各JAにおいて、大阪版認定農業者支援策(メリット措置)を検討・実施し、将来にわたり理事選任に支障が無いよう大阪版認定農業者の育成に努めるものとする
●「事業・経営のプロ」については、各JAにおいて組合員に対し説明責任を果たせる者を選任する
●できる限り「女性枠」「青壮年枠」を設けるものとし、性別・年齢に偏りが生じないように配慮する

また、改正農協法では、「理事の年齢および性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」ことも定められていることから、同方針では「女性・青壮年についても理事として積極的に

「青壮年枠」を設ける方針も打ち出している。

なお、事業・経営のプロについては、各JAの実情に応じて、組合員に対し説明責任を果たすことができる者を選定することになる。このため、各JAの参考となるよう「実践的能力者」に関する考え方を整理し、「組織規模、役職経験、経歴年数」といった判断の目安も示した。

今後、平成31年6月の総（代）会までには、府内の全JAで新たな理事構成によるJA運営が行われることになる。また、政府は、改正農協法施行後5年を目標として、JAの事業・組織に関する改革の実施状況等を勘案し、必要な場合には制度の見直しを行うこととしている。准組合員の利用規制のあり方についても、准組合員の事業の利用状況や改革の状況に関する調査を行って、検討を加えて結論を出すこととした。

「農業」協同組合として、農家組合員から期待される運営を行うことはもちろん、地域住民からも必要とされる「JA」を目指して、新たなJA運営を検討していくことが喫緊の課題である。

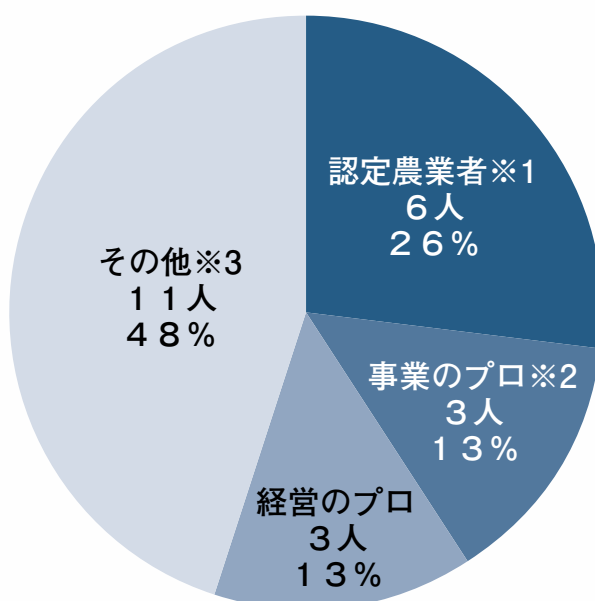
各JAにおいて「組合員と徹底した話し合い」を進めることが、課題解決に向けた第一歩となる。

(表3) 大阪版認定農業者

<認定のタイプ（個人）>	<認定基準（5年後の目標）>
大阪府認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、及びこれと同程度の農業経営を実践する農業者
大阪府認定地産地消農業者	自ら生産した農畜産物、またはそれを主に使用して自ら加工品を製造し、府内へ年間50万円以上出荷・販売する農業者
大阪府認定エコ農業者	化学肥料の使用量及び化学農薬の使用回数を慣行の半分以下で生産した農産物を府内へ出荷する農業者

注) 大阪版認定農業者は、改正農協法施行規則の「国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者」として、「認定農業者に準ずる者」に位置づけられた。

(図1) 改正農協法における理事構成の標準イメージ（理事定数23人の場合）



※1. 改正施行規則の例外規定を適用する場合には、「認定農業者に準ずる者」を含む

※2. 組合における実務精通理事は、『事業のプロ』に含む

※3. 女性会代表者などが含まれる